UKP&I

CIRCULAR

2020 年 2 月

Ref: 02/20

アウトライン

- 今般、中国海事局（MSA）は、2020 年 3 月 1 日に施行される船舶油濁対応体制の管理に関する新規則を発表しました。
- 2020 年 3 月 1 日以降、以下の船舶は、SPRO との契約が不要となります。
  1) 空荷または規則書に記載のないばら積み液体貨物を積載する1万総トン未満の船舶、あるいは
  2) クリーン燃料を使用するあらゆるサイズの船舶で、下記のいずれかを積載する船舶
     i. ばら積みでない液体貨物（当該液体貨物が規則書に掲載されている場合でも）または、
     ii. 規則書に掲載のないばら積み液体貨物または、
     iii. 液体でない（固体）貨物

メンバー各位

中華人民共和国「船舶による海洋汚染防止及び管理規則」

最近発行したクラブ回覧 04/20 にて、中華人民共和国の「船舶による海洋汚染防止及び管理規則」についてお知らせし、a）汚染性有害貨物をばら積み運送する船舶あるいは、b） 1 万総トン以上のその他すべての船舶の船主・オペレーターに対し、中国寄港前、あるいは 20 海里以内の港外での積荷、揚荷または船舶間貨物積替（STS）を行う前の、清掃業者（SPRO）との油濁清掃契約に関する要求事項についてお伝えしました。

先日お伝えした通り、中国海事局(Maritime Safety Agency, 以下 MSA)は船舶による海洋汚染対応体制の管理について、新たな規則を発表しました。

国際グループ（IG）の在中国アドバイザーおよび中国 MSA より、この新規則につき、さらに明確化とフィードバックがありました。今般、SPRO との契約が不要となるのは、次のいずれかの船舶ということが明らかとなりました。

1) 空荷または規則書に記載のないばら積み液体貨物を積載する1万総トン未満の船舶、あるいは
2) クリーン燃料を使用するあらゆるサイズの船舶で、下記のいずれかを積載する船舶
   i. ばら積みでない液体貨物（当該液体貨物が規則書に掲載されている場合でも）または、
   ii. 規則書に掲載のないばら積み液体貨物または、
   iii. .液体でない（固形）貨物

とりわけ、オイルブームは規則書リストに記載された 300mt 以上の貨物を積荷、揚荷、または移送をする船舶の場合のみ要求されます。規則書は現在、中国 MSA のウェブサイトに中国語版が掲載されています。下記リンク先で閲覧できます。

www.msa.gov.cn/html/xxgk/tzgg/wgfw/20190611/5B82B390-ADCD-4A6C-A480-3DA130B560DA.html

念のため申し添えますが、上記 1)あるいは 2)に該当する船舶を除き、1 万総トン以上のすべての船舶は、貨物の種類を問わず、SPRO と油濁清掃契約を締結することが求められています。つまり改定 SPRO レベル表(添付)に記載の通り第 11 条の要求事項に従い締結することとなります。

もし疑問がある場合には、SPRO と契約を締結する前に当クラブへご連絡下さい。
国際グループのすべてのクラブは同様の回覧を発行しています。

UKP&I クラブ 日本支店